

奈良県告示第百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十八年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

あすか野南（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

生駒市あすか野南二丁目二八番六七六 一号及び六号から十号まで

〃 二八番一 二号から五号まで